

令和3年第4回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和3年12月17日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第53号議案 幸田町公契約条例の制定について
第54号議案 幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
第55号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第56号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
第57号議案 幸田町住民広場の設置及び監理に関する条例の一部改正について
第58号議案 幸田町手話言語条例の制定について
第59号議案 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
第60号議案 令和3年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第3号）
陳情第12号 ミャンマー国軍を経済的に支えるODA（政府開発援助）や日本企業からの出資など、その資金源を断つよう日本政府に働きかけ、意見書を提出することを求める陳情書
陳情第13号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
- 日程第3 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 丸 山 千 代 子 君	9番 稲 吉 照 夫 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野 千 代 子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 藤 江 徹 君	16番 足 立 初 雄 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 小 野 伸 之 君	企 画 部 長 成 瀬 千 恵 子 君
参 事（開 発 担 当） 上 原 智 史 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参 事（税 務 担 当） 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健 康 福 祉 部 長 林 保 克 君	環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君
事 業 調 整 監 兼 建 設 部 長 羽 根 洸 志 君	教 育 部 長 吉 本 智 明 君
上 下 水 道 部 長 石 川 正 樹 君	消 防 長 小 山 哲 夫 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 山本 富雄 君

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（足立初雄君） 本日、説明のために出席を求めた者は、理事者14名であります。

議事日程は、本日お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、13番 笹野康男君、15番 藤江徹君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（足立初雄君） 日程第2、第53号議案から第60号議案までの8件と陳情第12号及び陳情第13号を一括議題といたします。

これより、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

10番、杉浦君。

〔10番 杉浦あきら君 登壇〕

○10番（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

総務教育委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

総務教育委員会審査結果報告書

令和3年12月17日

議長 足立初雄様

委員長 杉浦あきら

令和3年第4回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第53号 幸田町公契約条例の制定について

公契約に関し、基本方針を定め、町及び公契約の相手方となる受注者等の責務を明らかにし、並びに公契約に関する施策の基本となる事項を定めることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第54号 幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

職員を派遣することができる団体の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第55号 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第59号 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第3号）中、歳入全部、歳出15款10項・15項・50款・55款

第1条、歳入全部1億9,048万4,000円追加。歳出、15款総務費、10項160万5,000円減額、15項117万円追加、50款消防費120万円追加、55款教育費614万7,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第60号 令和3年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第3号）

第1条、歳入、25款諸収入4,260万円追加、30款町債4,260万円減額。第2条、地方債、公共用地先行取得等事業、限度額4,260万円廃止。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第12号 ミャンマー国軍を経済的に支えるODA（政府開発援助）や日本企業からの出資など、その資金源を断つよう日本政府に働きかけ、意見書を提出することを求める陳情書

ミャンマー国軍を経済的に支えるODA（政府開発援助）や日本企業からの出資など、その資金源を断つよう日本政府に働きかけ、意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上です。

〔10番 杉浦あきら君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。
8番、丸山君。

〔8番 丸山千代子君 登壇〕

○8番（丸山千代子君） 皆さん、おはようございます。

福祉産業建設委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

令和3年12月17日

議長 足立初雄様

委員長 丸山千代子

令和3年第4回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告をいたします。

第56号 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

コンビニエンスストア等の多機能端末機を用いて印鑑登録証明書を交付することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第57号 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鷺田住民広場を設置することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決

すべきものと決した。

第58号 幸田町手話言語条例の制定について

手話が言語であるという認識の下、手話についての基本理念を明らかにし、手話に関する施策を総合的に推進することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第59号 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第3号）中、歳出15款20項・20款・25款・35款・45款、第2条

第1条、歳出、15款総務費、20項470万円追加、20款民生費1億5,928万2,000円追加、25款衛生費1,664万円追加、35款農林水産業費450万円追加、45款土木費155万円減額。第2条、債務負担行為、医療機関・福祉事務所従事者等応援チケット発行事業に要する負担金300万円、交差点予備設計業務に要する経費1,200万円。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第13号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

国、県に対し、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充について意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上です。

〔8番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 先日、委員会には私も傍聴に参加しておりましたが、途中でちょっと他の打合せがあるということで席を外しちゃいました。ということで、お聞きできなかった部分をちょっと教えてほしいと思ひまして質問させていただきます。

第54号議案 幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について、この中で商工会に派遣する具体的な目的は確認できたかどうか。確認できているのであれば、その内容をお知らせ願いたいと思ひます。

○議長（足立初雄君） 10番、杉浦君。

○10番（杉浦あきら君） 目的の件でございますが、目的というよりもメリットについて話が出ておりました。特に町のメリットとしては、地域の振興になるとか、あと活性化に伴うというようなことでございますね。それと、商工会のほうのメリットとしては、町のイメージ度が上がり、町のにぎわいが高まるというような内容が出ておりました。

以上です。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） ありがとうございます。それと、商工会のメリット、町のメリットがあるということで、あとは受入側の商工会との実務レベルでどの程度詰めが行われているのか。できているかどうかの確認をされたかどうか、その辺のところをお聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 10番、杉浦君。

○10番（杉浦あきら君） 実務レベルの詰めというか、まだ今のところは町長と会長との話し合いが3回行われているという段階でございます。

以上です。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 分かりました。それで、そういう状況の中で、この条例が今日可決されたなら、これは時期的にいいますと4月から実施かなという予測はするんですけど、その辺の実施の期日についての確認はされましたか、お聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 10番、杉浦君。

○10番（杉浦あきら君） その件でございますけれども、一応可決されたらすぐというわけではなく、状況を見て判断をするという話は出ておりました。

以上です。

○議長（足立初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案8件と陳情2件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

5番、伊澤君。

〔5番 伊澤伸一君 登壇〕

○5番（伊澤伸一君） 第54号議案 幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

今回の改正案は、派遣できる団体から愛知県農業共済組合を削除し、新たに幸田町商工会を加えるものであります。私は、幸田町商工会に職員を派遣すること自体に反対するものではありません。行政と商工会が連携し、地元商工業者の育成、発展を図ることは、町の目指すところであり、そのために合理的な必要性があり、町及び商工会と商工会員の皆さんにとってメリットがあるならば、派遣をすることに問題はありません。

ただいま提案されている内容はどうでしょうか。商工会からの要望もなく、派遣に伴う町の負担が増えるかどうか不明であるなど、決まっているのは課長級の職員を2年間派遣するというものだけであります。派遣ありきでトップ会談で話し合わせ、町の担当部署の職員も商工会の役職員も中身を知らされないままに進むことで、十分な成果を得られるか大きな疑問が残ります。

派遣理由は、町が中心になって進めてきたロケツーリズム、グルメ開発、観光事業などを一丸となって双方が連携して取り組むために派遣するとの説明でありました。商工会の会員は、ロケ、グルメ、観光関連の事業者ばかりではありません。むしろこれらに

関連する事業者は、限られた少数であるのが実態です。定年退職した町職員が当てられている事務局長職を除くと、派遣される職員は事実上の事務方トップとして商工会の事務全般を掌握する義務があります。その幹部職員が一部会員のほうばかりを向いて行うことになる、ロケ、グルメ、観光を主な事務内容とするというのは、商工会の望むことなんでしょうか。コロナの影響や新しいビジネススタイルの進出などに影響を受けて、事業の存続を心配されている工業、建設業、商業、その他のサービス業など多くの方々がおられます。後継者がいなくて、廃業が危惧される事業者もかなりおられます。これらの方々には、派遣を喜んでいただけるかどうか大いに疑問であります。ロケツアー、グルメ、観光振興は町の担当部署で今までどおり行うことが可能です。先ほど申し上げましたが、関係者全てにメリットが得られるものになるまで派遣は行わずに、きちんとしたものができたところで改めて提案されるべきであります。

もう一つの問題が、職員定数であります。昨年4月に将来の人口増に対応できる数として、町長部局職員定数を20人増やしました。今回の派遣案は、定数外職員として扱う考えが示されました。国・県などへの派遣を含めると、既に定数いっぱいになるとも説明を受けました。定数外でどんどん職員を派遣すると、固定費が増えて財政を圧迫するものになります。派遣職員も含めた適正な職員定数管理の基本的な考え方が整理できるまで、新たな派遣は行うべきではないと申し上げて、反対討論といたします。

〔5番 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

8番、丸山君。

〔8番 丸山千代子君 登壇〕

○8番（丸山千代子君） 陳情第12号 ミャンマー国軍を経済的に支えるODA（政府開発援助）や日本企業からの出資など、その資金源を断つよう日本政府に働きかける意見書を提出することを求める陳情書についてであります。

ミャンマー国軍が設置した特別法廷は、12月6日、国民民主連盟政権の指導者アウン・サン・スーチー氏とウィン・ミン大統領に禁錮4年の有罪判決を言い渡しました。両市は、2月のクーデターで国軍に拘束されました。罪状は、軍事政権の不承認を国際社会に呼びかけて、社会不安をあおったとすることなどであります。クーデターで権力を握った軍事政権と戦う指導者に対する無法な弾圧で、武力による政権転覆への抵抗を有罪とする不当な判決であります。国連のバチレレ人権高等弁務官が政治的動機に基づく見せかけの裁判と避難したのを初め、各国政府や人権団体が厳しく批判をいたしました。

判決の前日には、軍事政権に抗議するデモに軍の車両が突っ込み、多数の死傷者を出しました。人権団体の集計によりますと、クーデター後、1万人を超す市民が逮捕され、1,300人以上が殺害されております。

東南アジア諸国連合は、事態解決に向けた仲介に協力しない軍事政権首脳が、10月の首脳会議に出席することを認めませんでした。軍事政権の孤立は明らかであります。援助の実態が不明な中国を除けば、日本はミャンマーにとって最大の経済援助国であります。日本は、クーデター後、新規の政府開発援助を停止しましたが、実施中のODA

は中止していません。政府はこのままの状況が続けば、ODAを見直さざるを得ないと
の姿勢であります。いつまでも判断を先延ばしにすることは軍事政権に手を貸す行為
であります。ミャンマーのODA対象事業では、国軍系企業が利益を得ております。弾
圧を続ける国軍に日本の公的資金が流れることがあってはなりません。実施中の事業を
含めて、ODAを直ちに中止すべきであります。よって、国に対して意見書の提出を求
め、賛成討論といたします。

次に、陳情13号、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書であ
ります。私は、採択に加わる立場ではありませんでしたので、この場で反対の立場を明
らかにしたいと思います。

愛知県自治体キャラバンは、県内の全ての自治体を訪問し、各市町村に対し、医療・
福祉・介護など社会保障の拡充と国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動で、
今回42年目であります。要請事項は、その時々重点課題を陳情としてまとめており
ます。各自治体で実現した施策、引き続き要望するものなどがあるため、陳情項目は多
岐にわたります。

社会福祉の役割は、自己責任で解決できない問題に対応することです。様々な社会保
障制度は、先人の努力によってつくり上げられ、さらに充実、発展させていくためにも、
要望事項も多くなっております。コロナ禍の下で格差と貧困が拡大し、さらに医療や社
会保障の切捨て、保健所の統廃合などが次々と行われてきたため、コロナ対応ができな
いなど医療の脆弱化があらわとなってきました。

さらに、国は消費税を10%に引上げ、それを財源にする病床削減推進法、75歳以
上の高齢者の医療費窓口2倍化法を強行をし、介護保険の補足給付見直しによる負担増
は、施設にも入れず、ショートステイも利用できない人が今後一層増える危険性があり
ます。家族の介護負担の増大にも直結し、政府が掲げる介護離職ゼロにも逆行するもの
であります。住民の命と暮らしを守るためにも、福祉施策の充実を進めていくことでは
ないでしょうか。国に対しては、国民の命と暮らし最優先の政治を進めるためにも、地
方から声を上げていくことが必要であり、充実また実施を求め意見書として上げていく
ことを求めて、この陳情に賛成するものであります。

以上であります。

〔8番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、上程議案8件と陳情2件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

初めに、第53号議案 幸田町公契約条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第53号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第54号議案 幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第54号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第55号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第55号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第56号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第56号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第57号議案 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第57号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第58号議案 幸田町手話言語条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第58号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第59号議案 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第59号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第60号議案 令和3年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第60号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第12号 ミャンマー国軍を経済的に支えるODA（政府開発援助）や日本企業からの出資など、その資金源を断つよう日本政府に働きかけ、意見書を提出することを求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第12号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第12号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第13号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第13号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第13号は、不採択することに決しました。

日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第3、第61号議案 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 補正予算関係につきまして、説明をさせていただきます。

第61号議案 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。また、議案関係資料は、1ページから3ページまででありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ11億7,190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ195億4,636万円とするものであります。

第2条「債務負担行為の補正」につきましては、4ページを御覧いただきたいと思っております。

第2表 債務負担行為補正のとおり、新型コロナウイルス感染症予防接種に要する経費につきまして、期間を令和4年度とし、限度額を3億7,367万7,000円とする債務負担行為の追加をお願いするものであります。

新型コロナウイルスワクチンにつきましては、3回目接種の実施について政府の方針が示されたことに伴いまして、先ほど御可決賜りました第59号議案 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第3号）により、直ちに3回目接種の実施に向けた準備に取りかかる考えでございます。そこで、委託業務に関する契約行為につきましては、本年度内に着手し、年度の切れ目なく、円滑に業務を進めていくことができるよう、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書の8ページを御覧いただきたいと思っております。

55款国庫支出金におきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を、社会福祉費補助金として3億986万5,000円、また児童福祉費補助金として8億6,527万9,000円を、それぞれ新規計上するものであります。

これらの国庫支出金につきましては、令和3年12月6日に召集されました臨時国会におきまして補正予算案が提出され、現在、国会審議中にありますが、同年11月19日に閣議決定されました「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」におきまして、住民税非課税世帯等に対する1世帯当たり10万円の現金給付と、0歳から高校3年生までの子どもたちへの1人当たり10万円相当の給付が示されたことを受けまして、これらを推進する子育て世帯等臨時特別支援事業に取り組む上での財源として計上するものであります。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金324万4,000円を減額いたしまして、一般会計の収支全体を調整するものであります。先ほどの子育て世帯等臨時特別支援事業に取り組む上では、今般の情勢に鑑み、年内の支給を初めとする支給対象者への速やかな給付を実現するために必要がありましたので、一部の事務につきましては予備費を充用することで、既に先行着手をしたところでございます。

この予備費充用により先行着手した部分につきましても、先ほどの国庫支出金を財源とすることに伴いまして、その相当額となる一般財源につきましては、財政調整基金繰入金を減額することにより調整するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書10ページを御覧いただきたいと思います。

20款民生費、10項社会福祉費におきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業のうち住民非課税世帯等に対する1世帯当たり10万円の現金給付に要する各経費を新規計上するものであります。

具体的な内容といたしましては、会計年度任用職員2人を任用するための報酬40万円及び通勤に係る費用弁償4万円、封筒や案内チラシ等の作成に要する印刷製本費40万円、郵送料や振込手数料などの役務費147万5,000円、封入封緘、システム改修等に要する委託料755万円、臨時特別給付金3億円、合計3億986万5,000円でございます。

次に、15項児童福祉費におきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業のうち、0歳から高校3年生までの子どもたちへの1人当たり10万円相当の給付に要する各経費を新規計上するものであります。

具体的な内容といたしましては、会計年度任用職員1人を任用するための報酬10万円、封筒や通知書等の作成に要する印刷製本費11万9,000円、郵送料や振込手数料などの役務費181万6,000円、2回目給付に要する事務事業委託料4,000万円、臨時特別給付金先行給付金分4億1,000万円、臨時特別給付金2回目給付分4億1,000万円、合計8億6,203万5,000円でございます。

なお、会計年度任用職員報酬に係る人件費の補正につきましては、12ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

以上、第61号議案の提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、御可決賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上です。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

第61号議案の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 子育て世帯等臨時特別支援事業でございますけれども、18歳以下の子どもたちへの1人当たり10万円相当を支給するというものでございますけれども、今回補正で上げられましたのは、国が当初示していた現金5万円、それからクーポンという、その内容で予算が計上をされております。しかしながら、直近におきまして、12月5日でございますけれども、国会の審議の中で現金支給、しかも年内一括支給というようなことの縛りが取れたわけでございますので、そうしたことから西三河8市におきましても年内に現金を10万円一括支給にするというように決められており、し

かも24日あるいは27日に支給をするという内容に変わってまいりました。幸田町におきましても、一括支給に向けて町長は努力をするということを議会運営委員会の挨拶の中で言われております。補正予算の計上にいたしましては、これはやむを得ない措置ではございますけれども、しかしながら現金一括支給、年内支給についてはどのように調査を進め、そして、その結果どのようなようになったのかお伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 今回の子育て世帯への臨時特別給付ということで、0歳から高校生までの18歳以下のお子さんに1人10万円相当の給付をするということで、この中でまず先行給付金ということで5万円は現金ですよと。それから、先ほど来あると思いますけど、あとの5万円はクーポン券を基本とした給付をする。ただ、自治体の実情に応じて現金給付も可能とするという旨の通知が、11月19日の閣議決定によって正式にありました。それを受けて、慌てふためいて現場としては準備を始めたところでもありますけれども、本来は今議会で補正予算を上げるということでやっていくはずなんですけれども、この議会を待たずに予備費で対応させていただいて、システム改修等を先行して進めていきました。何とか年内に5万円の現金を支払わないかんということで、幸田町は12月27日に5万円で、対象者が0歳から高校生までの中で全体では8,200人というふうに見込んでおります。そのうちの今回12月27日に支払えることになりましたのが、児童手当、これは所得制限額がございますので、それ未満の方の中です。中学生までの児童とそのお兄さん・お姉さんの高校生、それも合わせまして6,691人、これに対しまして5万円を給付していくということで12月10日に通知を3,572人の保護者、受給者の方に発送をいたしました。その後自治体の実情に応じて現金給付も可能とするところの内容がはっきりしませんでしたので、幸田町がその条件に合致するかどうかということも国から何もその条件が示されませんでした。ということで、この補正予算にはクーポンをやらざるを得んということになっても対応できるように、クーポン給付の分も補正予算のほうには盛り込ませていただきました。国会審議の中で各自治体から年内の現金一括給付をやりたいというような話が出てきて、それを受けて国会の中でもいろいろ審議がなされた結果、政府として、12月15日に方向を転換して、年内現金一括給付を無条件でいいですよという通知が参りました、正式に。それを受けまして、現場としましては慌ててとにかく足並みをそろえて幸田町も現金一括給付をしていくということで、システム上の調整ですとか、それから通知のほうをどうするかということをやしまして、昨日、全世帯に通知を出しまして、5万円を10万円で一括で給付をするということで、12月27日に年内一括給付という形で給付ができるという運びとなったという次第であります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） いろいろと説明していただきまして、ありがとうございました。

結果的に、町長が調査を命じて、そして現金一括給付でいくというような方向を示された後、金融機関との調整、システム調整、これがうまくいって、暮れも押し迫った中、急遽方向転換で10万円一括給付が実現をするということで理解をしてよろしいですね、はい。それで、町民の皆さんも喜ぶと思います。やはり、この西三河管内の中で全て足

並みがそろって、幸田町だけ取り残されていくという事態は町民の不満も出てくるわけでございます。たとえシステム上でなかなか調整が難しくできなかったとはいえ、やはり、これは結果的にはできなかったということであり、幸田町が情勢を見極めるのがちょっと厳しかったということからも、そういうことで理解されるものではないというふうに思います。

そこで、またお伺いしたいわけでございますが、既に予備費を使ってシステムを変えてきたと。現金給付、それからクーポンの場合ももしかしたら現金になるから、さらにまた5万円の現金も支払うというようなことでシステム改修をしてきたということですが、この予備費に使った費用というのは結果的に幾らになるのかということと、それから委託料が4,000万円かかっておりますけれども、この委託料が現金の場合は若干不用になるということをお伺いしております。それが3,500万ということをお伺いしておりますが、これが実際はどうなるのか伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） まず、予備費として、先行して着手をさせていただいた部分の予備費から重用した金額でございますけれども、総額では324万4,000円という金額を予備費から充当をさせていただきました。内容的には、まず需用費であります印刷製本費、これが18万1,000円、それから役務費にあります郵便料が30万2,000円、それから委託料でございます、これが276万1,000円ということで、総額324万4,000円という金額を充当させていただきました。実際にこれは全額を執行するということではございませんので、これがあくまでの充当した金額ということで、予算上の話で御了解をいただきたいと思います。

それから、クーポンを現金にしたということで、どれだけ減額になるかというところですが、特に委託料3,500万円がクーポンに係る事務委託料ということで、こちらのほうが丸っと削れると。それから、あとの部分としまして、システム改修ですとか、それから封入封緘というところでこの4,000万円の内訳となっておりますけれども、まだそれがどれだけになるかということがまだ見込めていないわけですが、システム改修につきましても一括でやれたということで、こちらのほうも減ってくるのではないかと。それから、あと役務費の手数料ですね。振込手数料のほうも2回が1回になったということで、こちらのほうも半減する。一応予算ベースでいいますと、大体100万ぐらい取ってあるんですけれども、これが半減、まあ、50万以内になってくるというふうに見込んでおります。その部分につきまして、また3月に減額補正をさせていただきますというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） このように、振込も押し迫った中でバタバタとしたというこの国の責任はかなり大きいと思います。やはり、政治に振り回されてしまったという感が否めません。そうした点で、結果的には努力をされて10万円一括給付に持ち込まれたということは評価すべきことだと思います。

それから、次にお伺いしたいと思います。債務負担行為補正で新型コロナウイルス感染症予防接種に要する経費が計上されておりますけれども、3回目接種に向けて実施

する準備上、今年度中に着手をするためということでございます。少なくとも6か月を経過した時点では、もう3回目接種というような方向も示されているわけですが、しかしながら、最終ワクチン接種から8か月を要した方たちに対して順次3回目のワクチン接種を行っていくということでもあります。順番に郵送するということではありますが、当初この予約をめぐるかなり混乱がございました。対面予約も進めていくということでございますので、これが確実に行われるかどうかということをご改めお聞きしたいということと、それから、ワクチン接種につきましてはファイザー製それからモデルナ製に分かれておりますが、やむを得ずクロス、要するに交差接種する方たちについては、きちんと治験に基づいたこうした副反応等についても周知徹底されるように求めるものでありますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 新型コロナウイルス感染症予防接種に要する経費として、債務負担行為のほうをお願いさせていただいております。3回目の準備のほうを進めているところでございます。予約につきましては、1回目・2回目にかかなりの混乱を生じてしまったということでありまして、確実にこちらは対面の予約を、特に高齢者の方向けに実施をしていきたいというふうに思っております。

それから、交互接種の問題でございます。こちらは、ファイザー、モデルナのどちらでも打てるということの見解が示されております。その中で、やはり副反応ということで、特にモデルナにつきましては多くの方が大きな副反応を生じたということで、今回は1・2回目の接種量の半分というような形で副反応も少ないのではないかなというような、そういった考え方も示されておりますが、いずれにいたしましてもしっかりと治験に基づいた情報、こちらのほうを提供してまいりたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 予約につきましては、やはり漏れのないように進めていただくということを確認して、質問を終わりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時08分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 児童手当等支給事業における18歳以下の子どもたちの10万円相当の給付についてでございますが、先ほどの答弁があったとおりに、本町におきましても現金で一括で10万円、12月27日に支給するというご伺いをいたしまして、本当にうれしく思っているところでございます。全国でも、県内でも、やっぱり一括現金給付というのが多くあることが分かってまいりましたので、本当にうれしく思う1人でございます。

それから、今回は12月27日に給付される子どもは、0歳児ですね、新生児は何月

までに生まれた子どもを対象に支給をされるのかということをお聞かせを願いたいということと、あと申請が必要な高校生はいつ頃の給付になるのかということをお答え願いたいと思います。

それから、18歳以下の子どもですが、何年の何月生まれまでが対象となるのかというのをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） まず新生児ですね、出生した児童ということでありますけれども、令和4年の3月31日までに生まれたお子さんが対象となります。

それから、今回12月27日に給付がされなかった方、要は、町が支給している児童手当の対象になりますので、それ以外の方ということで、公務員ですとか、それから高校生で中学生以下がない、高校生がいる世帯の方につきましては、年が明けて1月から申請書のほうを送りまして、申請をいただいて、指定された口座に振り込んでいくということで、1月中に受付をしまして、2月上旬には振込のほうができるのではないかとというふうに考えております。

それから、年齢でしたかね、対象となるのが平成18年の4月2日から先ほど言った令和4年3月31日までの生まれの方が今回の給付金の対象になるというふうな制度というか、対象になります。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 今回の18歳以下の子どもは、令和3年4月2日から、生まれた子と言われましたかね。すみません。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 18年と言ったんですけれども、すみません、高校生を忘れました、今は中学生ですので、高校生も入れますと平成15年の4月2日からということですので、すみません、よろしくお願いします。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 対象は分かりました。それと、あと高校生の対象でございますが、高校生は令和3年9月30日時点で、平成15年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれまでの子どもが対象になるということでお聞きをいたしました。そして、また18歳以下の子どもの場合は、令和4年3月31日までに生まれた子どもということで今お聞きをしたわけですが、そうすると、令和4年4月1日生まれ、1日空いてしまうんですね、これ。だから、4月1日生まれの人までを対象にしなければ、私は1日空白があるというふうに思うんですね、同級生になりますので。でありますので、令和4年4月1日生まれまでを対象にさせていただきたい、そのことを要望させていただきたいというふうに思います。

それから、あともう1点でございますが、先ほど答弁がございましたが、今回の12月27日に給付される生まれた子どもですね。例えば10月までに生まれた子どもは12月27日には給付しますよ、その代わり11月、12月に生まれた人はいつですよとか、そういうのがきっと決まってるというふうに思うんです。ですので、今回第1回目の12月27日に一括現金支給される生まれた子どもは何月生まれまでかという

こともお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） すみません、ちょっと言い忘れてしまいました。新生児につきましては、令和3年の11月30日、11月末までに生まれたお子さんが12月27日の一括払いの対象となります。

それから、令和4年4月1日生まれは確かに3月31日までの学年になります。これはあくまでも児童手当の制度を活用しているということで、児童手当の制度というのが、その月の月初から月末まで、1日から月末の30日か31日までのお子さんを対象として、その翌月に支払いをしていくという制度ですので、この制度を活用しているということでこの学年で仕切れないというふうに、国が制度設計をするときにそういうふうにしたというふうに認識をしていますので、これは本町だけじゃなくて全てこの仕組みを使っていると思いますので、本町としても同じようにやっていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 11月30日までに生まれた子どもは、今回第1回目の12月27日までには支給できますよということで、分かりました。

あと、令和4年4月1日生まれの子どもに対して、今言われた児童手当、国の動きは分かっておりますが、しかし、ここの1日だけ空いてしまうんですね。ということで、自治体独自でやっぱりこれは私は設けるべきではないかなというふうに思いますので、ぜひとも令和4年4月1日生まれの人も対象に入れていただきたい。これは町独自でできないのかなというふうに思いますので、この辺はぜひともよろしく願いしておきたいというふうに思います。

それから、今回の所得制限がございます。960万円という所得制限があって、960万円世帯制限でもらえない子どももいるのではないかなというふうに思います。もし、もらえない子どもは何人ぐらい本町としているのかをお聞かせ願いたいと思いますし、また全国では自治体が独自で所得制限を撤廃するという、そういう施策をやっているところもございます。たしか、昨日ですが、ニュースでは三重県紀北町が独自でやられたということ、ニュースでございましてお聞きをいたしました。ぜひとも本町にありまして所得制限の撤廃で全ての18歳以下の子どもたちが10万円頂けるように、私はこれは考えていっていただきたいというふうに思いますので、その辺についてのお考えをお聞かせをください。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） まず、令和4年3月31日までということでありまして。

確かに幸田町独自で4月1日までという考えもあるかと思いますが、これはちょっと別の言い方をして大変申し訳ないんですけど、4月1日の子どもについてはそういった格差が生じてしまうというところもございまして、その他の給付等でカバーしている部分もございまして、そういったことで御理解を願いたいなというふうに思います。

それから、所得制限でございます。こちらのほうは児童手当の所得制限ということで、扶養者が3人、配偶者とお子さん2人の場合ですと、年収でいいますと960万円、所

得額でいくと736万円というのが、これは扶養人数によって金額が変わってきますけれども、これ以上の方は児童手当の本則給付といたしますけど、そちらの対象にはならないということで今回の給付金の対象にはなっていないところがございます。こちらのほうは児童手当の方の大体1割ぐらいが特例給付、所得制限額以上というふうになりますので、8,200人から考えますと800人ぐらい、高校生まで入れて800人ぐらいになろうかと思えます。ですけれども、所得制限を撤廃して一律に支給してるところも聞き及んでおりますが、近隣ですとか県内にはまだそういった話は聞いてございませんし、幸田町といたしましても、あくまでも今回は児童手当を活用してということでありましたので、あくまでも児童手当の本則給付の対象の方、それにその所得に準ずる方への支給ということで考えていきたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） くどいようございますが、やはり令和4年4月1日生まれの人はまだ日数もありますので、ぜひとも対象にさせていただきたいというふうに思いますので、お考えのほうを、まだ期間がありますので、ぜひともこの1日までを決断させていただきたいというふうに思います。これは課長さんはなかなか難しいかもしれませんので、やはり町長自身のお考えをお聞かせを願いたいと思います。

それから、所得制限撤廃については約800人ぐらいだということを言われました。この辺についてもしっかりとまたお考えをさせていただきたいというふうに思いますので、全国では撤廃しているところもございますので、よろしく願いいたします。

次に、社会福祉総務一般事業の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金でございます。これは1世帯当たり10万円でございます。非課税世帯2,700世帯は申請は必要ないということでございました。家計急変世帯300世帯の申請が必要の条件ということになっておりますが、この給付までの流れをお聞かせを願いたいというふうに思います。それから、どのような申請が必要なのかということもお聞かせを願いたいと思います。家計急変世帯ですね、これの申請の内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） まず、前段の部分で、令和4年4月1日の方々の取扱いと所得制限の撤廃の件についてであります。あくまでも今回は国費の中で国の指針というものを踏まえながら、常に、現時点では10万円の現金給付という形までできましたけれども、少しずつ状況をしっかりと判断する中で、国の指針がどのような形でQ&Aとかいろいろな資料が来る中で、対象の拡大みたいなものが通知の中でまた出てくればいいと思うんですけど、今現在、議員の言われましたような解釈については至っておりません。今回は、国の費用で指針として与えられた基準の中身で支給をするということでありましてけれども、これを機に近隣の全国の市町村の中では所得制限の撤廃だとか、対象年齢の今言った4月1日の方の取り入れだとか、そういったこともありますけれども、これについては慎重を期したいと思えますけれども、やはり、一つ一つの流れの中で刻々と状況が変わってまいりますので、今言われましたように時間はあるので、検討する価値はありますけれども、やっぱり近隣の動き、そして国との判断基準を整合させながらやるべきだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 住民税非課税世帯等に対します臨時特別給付金についての御質問でございます。コロナ禍で家計急変世帯というのがございます。こちらの方につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして経済状態が住民税非課税相当水準以下に低下したことが分かる証明書類等が必要とされます。具体的にはまだ明らかになっておりませんので、できるだけ簡便な申請に基づき迅速・円滑に給付が行えるよう簡易な審査様式、こういったものが今後準備されるというふうに聞いているところでございまして、こちらの方につきましては申請をいただき支給をしていただくということで、こちらの世帯の方の申請受付は2月早々に開始をしていきたいというふうに考えておりました、広報も同時にしていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。町長のお話も分かりました、理解をいたしました。

それから、家計急変世帯でございますが、やはり自分が対象であるかどうかということも分かっていたいただけますようにしっかり周知をしていっていただきたいのと、やはり申請書の簡易さですね。あまり難しい申請というのはなかなか大変でございますので、やはり簡単明瞭な手続等をこちらでもある程度示して教えていっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、債務負担行為の補正でございます。先ほども質問をされましたが、これは3回目の新型コロナウイルス感染症予防接種に係る経費でございます。今年度中に契約を結ぶ駄目でございます。3回目の接種はおおむね2回目接種から8か月、またモデルナでは6か月ぐらいということが言われているわけでございますが、今回初めのときは身近な診療所の個別接種ではなくて集団接種が基本となるということを知ったことがございますが、接種会場の日程など、岡崎市の医師会と調整はどこまで進んでいるのかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの住民税非課税世帯の方に関しましては、しっかりと2月早々に周知、申請書を簡便な方法でというふうに努力していきたいというふうに思っております。

それから、ワクチン接種の債務負担行為でございますが、こちらのほうは1回目・2回目、特に高齢者の方につきましては身近な医療機関で打ちたいという方が多いということで1・2回目は打っていただいたわけですが、3回目につきましてもやはり安心して接種をしていただけるよう、岡崎市等とはかかりつけ医で打てるよう調整をしているところであり、またそのように進んでいくものというふうに考えております。その後、今現在は具体的な内容についてはまだ示すことができませんので、来月、1月中には何らかの形で皆様に周知ができるものと考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 1月中には皆さんに周知ができるということでございます。また、身近な個別接種の会場も今回もあるというようなことでしたかね、ですかね。本当に住民には早く、テレビ等でも3回目接種が大分報道されておりますので、ぜひとも住民の

皆さんに安心して3回目を打てる状態をつくっていただきたいというふうに思います。

それから、あと申込みでございますが、対面方式ということで先ほど聞いたわけですが、今回は年齢別で今までみたいに65歳以上とか40歳以上とか、そういうふうにやられるのかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。申込方法などは先ほども質問がありましたように、ぜひとも混乱しないようにしていただきたいというふうに思いますので、その辺についてのお考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今回の対面方式等も含めまして順番ということでございます。これは年齢順ということではなく、2回目の接種を完了された方、2回目接種完了から原則8か月以上経過してからとなりますので、年齢が上の方からというふうな形にはならないということになっております。対面方式につきましては、具体的な受付方法等のまだ詳細は詰めておりませんが、最初から対面方式を取り入れ、しっかりとした形で受付をしていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 2回目接種を完了してから約8か月後ということで、その人たちを抽出するのが大変かなというふうに思いますので、その辺についても丁寧にさせていただきたいし、本人たちが一番よく知っているかなというふうに思いますので、その辺についてもぜひとも丁寧な説明をよろしく願いいたしたいというふうに思います。

それから、接種の場所ですけれども、診療所等も今回もあるというようなことをお聞きしております。また集団接種もあるのかなというふうに思います。先回のときは岡崎の藤田医科大学岡崎医療センターも接種会場となっておりました。そこにはバスも予定されて、ピストンで送っていただけたということでありましたが、今回はそのようなこともあるのかどうかというのをお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、先ほどもありましたように、今回副反応が出られる方もあるかというふうに思いますので、この辺についても丁寧な対応また対処ができるような会場をお願いをしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今回の3回目の追加接種と呼ばれておりますが、こちらの接種につきましても身近なかかりつけ医、それから公共接種という形で皆様に来ていただきやすい会場の設定をしていくということでございます。それから、昨日、愛知県の予算のほうも可決されました大規模接種会場、こちらの身近な施設では藤田医科大学岡崎医療センター、こちらのほうも同様にモデルナということで、モデルナのほうも昨日国で特例承認をされておりますので、こういった体制を1月31日、6か月になってもいいように開設をしていきたいというような意向を示されておりますので、その中で先ほど言われた交通手段、シャトルバスのほうも確保していただけるというようなことも聞いております。ですので、1回目・2回目と同様な形で進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、副反応への対応でございますが、先ほど丸山議員からの御質問にも答えさ

せていただきました。しっかりとした形で確かな情報をお伝えをしていきたいというふうに思っております。特に交互接種が認められているということで、不安をお抱えの方も多いかと思いますので、確かな情報をしっかりとお伝えしていきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 私は、子育て支援関係のことはマスコミ等で騒がれてますので周知されて、皆さん、どの家庭も御存じだと思います。私が今回聞きたいのは、住民非課税世帯の方々にはどういう形で進んでいくのか。先ほど家計急変世帯については1月中に周知して、2月中に支給ということを計画しているという話でしたけれども、非課税世帯についてどういう形で周知するのか、またその辺の支給の予定等もお聞かせ願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 支給につきましては、国の考え方としまして、支給開始時期、申請期間は経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り令和3年度内早期支給の考え方を示されております。これに沿いまして、本町といたしましても、まだ今は具体的な要領等は示されていないわけですが、準備が整い次第できるだけ速やかに開始をしていきたいというふうに思っております。そうした中、まず周知でございますが、2月の広報、これと同時に広報の中でお示しをしていきたいというふうに考えておきまして、それ以前にこの議案のほうが御可決いただきました際にはシステム改修、こちらのほうを1月の下旬までに済ませまして、早期にその準備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） いずれにしましても、こういう御家庭というのはなかなかホームページだとか何とかという形だと周知しにくいと思いますし、またいろいろな手段を使って漏れのないようにしっかりと、そういった周知をして漏れのないように支給できるようにしていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 非課税世帯の方へはプッシュ型といたしまして、申請を必要としない確認書をこちらから送付をさせていただきますので、これについては周知等々に関係なく、こちらから一方的に送らせていただきますのでお分かりいただけるかと思っております。家計急変世帯の方につきましては申請ということで、どうしても申告をしていただく必要がありますので、こちらの期間が実は9月の末日ぐらいまでというような形で、今、国のほうからも示されておりますので、時間的には余裕があるという形でありますけれども、こうした状況も踏まえながらしっかりと漏れのないように周知をしていきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 以上で、第61号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略について、お諮りします。

ただいま議題となっております第61号議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案1件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 反対討論なしと認めます。反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第61号議案 令和3年度幸田町一般会計補正予算(第4号)を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第61号議案は、原案どおり可決することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、令和3年11月29日に招集された第4回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時38分

○議長（足立初雄君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 令和3年第4回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る11月29日から本日までに至る19日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始御熱心に御審議をいただき、本日追加提案をさせていただきました補正予算も含め、私どもが提案をいたしました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受け止め、今後の町政の推進に活かしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、6名の議員の方々からいただきました一般質問につきましても、どれも時宜を得た内容でございまして、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで、御報告を申し上げます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症への対応でございます。

全国的に、感染者数が落ち着いてはおりますが、新たに新型コロナウイルスの変異株、オミクロン株の陽性者が国内で確認されておりまして、現時点でウイルスの性状に関する実験的な評価や疫学的な情報が十分でないことから、身近に脅威を感じるとともに、強い危機感を持って状況の把握に努める必要がございます。

愛知県におきましては、このオミクロン株の出現を受け止め、今月早々、国に対し、3回目の追加接種の体制が整備できた自治体から順次、前倒しで接種ができるような要請をしているところでございます。

また、先日は大規模集団接種会場の開設が発表されまして、当地域におきましても、藤田医科大学岡崎医療センターにて、年明けの1月31日から開設される予定となっております。

本町におきましては、11月7日以降、1か月以上感染者の確認がされてはおりません。しかしながら、今後の第6波の到来を見据え、引き続き基本的な感染防止対策の徹底を図りつつ、岡崎市医師会・岡崎市等と連携し、追加接種体制の確保・加速化を図ってまいります。

追加接種につきましては、現在、2回目の接種を完了した医療従事者の方から接種券をお送りしております。今後は、そのほかの2回目接種完了から原則8か月以上経過した方について、順次、接種券をお送りするとともに、これまで接種をされていない方々につきましても接種の機会を確保してまいります。

なお、具体的なスケジュール等につきましては、決まり次第、随時お知らせをしております。

愛知県におきましては、県独自の警戒領域における対策が引き続き呼びかけられております。

議員の皆様方におかれましては、これまでと同様、基本的な感染防止対策の徹底をしていただき、御自愛いただきますよう、お願いを申し上げます。

2点目でございます。

平成30年1月から、愛知県企業庁によります開発検討地区となっておりました幸田須美地区であります。昨日の16日に企業庁により新規の工業用地として開発することが公表をされました。

これは、地域の産業振興と計画的な工業立地を図るために行うものであります。開発の面積であります。12.1ヘクタールで、今後、詳細設計、造成工事に入り、令和8年3月に造成が完了する予定であります。

今年も残すところ、あと僅かでございます。年の暮れから年明けにかけて、ますます寒さが厳しくなると思われ。議員の皆様方におかれましては、健康にはくれぐれも御留意をいただきまして、新しく迎える年が皆様と幸田町にとりまして、明るくよい年でありますように御祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の御挨拶といたします。

長期間ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 議員各位におかれましては、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たって、適切に運用されますよう、お願いいたします。

これにて散会といたします。

大変御苦勞さまでございました。

散会 午前10時43分